

信州大学医学部倫理審査申請の手順

目次

1. 医学部倫理委員会の審査について	2
(1) 審査を行う委員会について	2
(2) 申請方法	2
(3) 症例報告の申請	2
2. 倫理審査申請から承認、研究の実施までの流れ	3
3. 倫理審査申請前の確認事項	5
(1) 参照すべき指針	5
(2) 教育研修（eAPRIN）の受講について	5
(3) 倫理審査申請のための提出書類について	7
(4) 申請書（システムの「申請基本情報」）入力時の注意事項	10
(5) システムを経由しない場合の申請手順（試料・情報の提供のみ）	13
①試料・情報の提供のみを行う機関（研究協力機関）となる場合	13
②既存試料・情報の提供のみを行う機関となる場合	14
4. 申請後～倫理委員会開催まで	14
(1) 書類修正等の対応について	14
(2) 利益相反の手続きについて	15
5. 倫理委員会の開催～研究開始まで	15
6. 研究開始後の報告等	16
7. 研究計画に伴って発生した苦情の窓口	18
8. 倫理委員会事務局について	18

1. 医学部倫理委員会の審査について

(1) 審査を行う委員会について

医学部に所属する研究者（又は他の研究機関の長からの依頼に基づき医学部が認めた研究者）が実施する人を対象とする生命科学・医学系研究の計画について、下記の委員会で審査を行います。

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の対象となる研究

→ **生命科学・医学系研究倫理委員会**

不明な点がある場合は、医学部研究倫理事務局（mdrinri (@) shinshu-u. ac. jp ※ () は外してください。）にお問い合わせください。

※ 特定の患者の診断・治療を目的とした計画

→ **附属病院倫理委員会** で審査を行います。

- ・ 申請書の様式を、附属病院倫理委員会ホームページ
<https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/departments/bumon/byouinrinri.php>
 からダウンロードし、作成後に各自で印刷して、附属病院総務係へ提出してください。
- ・ 先端医療等、特定の患者に対する診療を目的とした実施計画を想定しています。
 新規の治療法に関しては、第1例目以降一定の期間は、症例ごとの申請を原則とします。
- ・ 申請書には患者の実名等の個人情報を記載せず、年齢・性別等の記載にとどめてください。

(2) 申請方法

原則、電子申請システム（倫理審査申請システム）を通して申請頂きます。

（ログイン方法）

ACSU ログイン後、「研究関連」メニューの「倫理審査申請システム」を選択して頂くか、下記ページより直接ログインをお願い致します（学外からでも利用可能です）。

<https://shinshu.bvits.com/rinri/login.aspx>

- ・ ログイン ID・PW は ACSU の業務 ID（学生の場合は学籍番号）・PW と同一です。ログインができない場合、ID が不明な場合は医学部研究倫理事務局にお問い合わせください。

※以下に該当するものは、システムを経由せずに必要書類をメールでご提出頂きます。

- ・ 試料・情報の提供のみを行う機関（研究協力機関）となる場合
- ・ 既存試料・情報の提供のみを行う機関となる場合

具体的な手順は 3. (5) システムを経由しない場合の申請手順 をご覧ください。

(3) 症例報告の審査申請

症例報告は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の対象外であり、倫理審査は基本的には不要です。ただし、症例報告を学会・論文発表するにあたり、倫理審査委員会の審査が必要とされる場合があります。

侵襲（軽微な侵襲を除く）あるいは介入を行わない症例報告の場合、倫理審査システムより症例報告審査申請ができます。審査は迅速審査にて行います。申請の締め切り日は、迅速審査と同じになりますので、審査スケジュールをご確認ください。

また、症例報告の内容により、通常の倫理審査申請が必要となる場合もありますので、症例報告審査申請による対応が可能か予めご確認ください。

＜初回利用時の注意事項＞

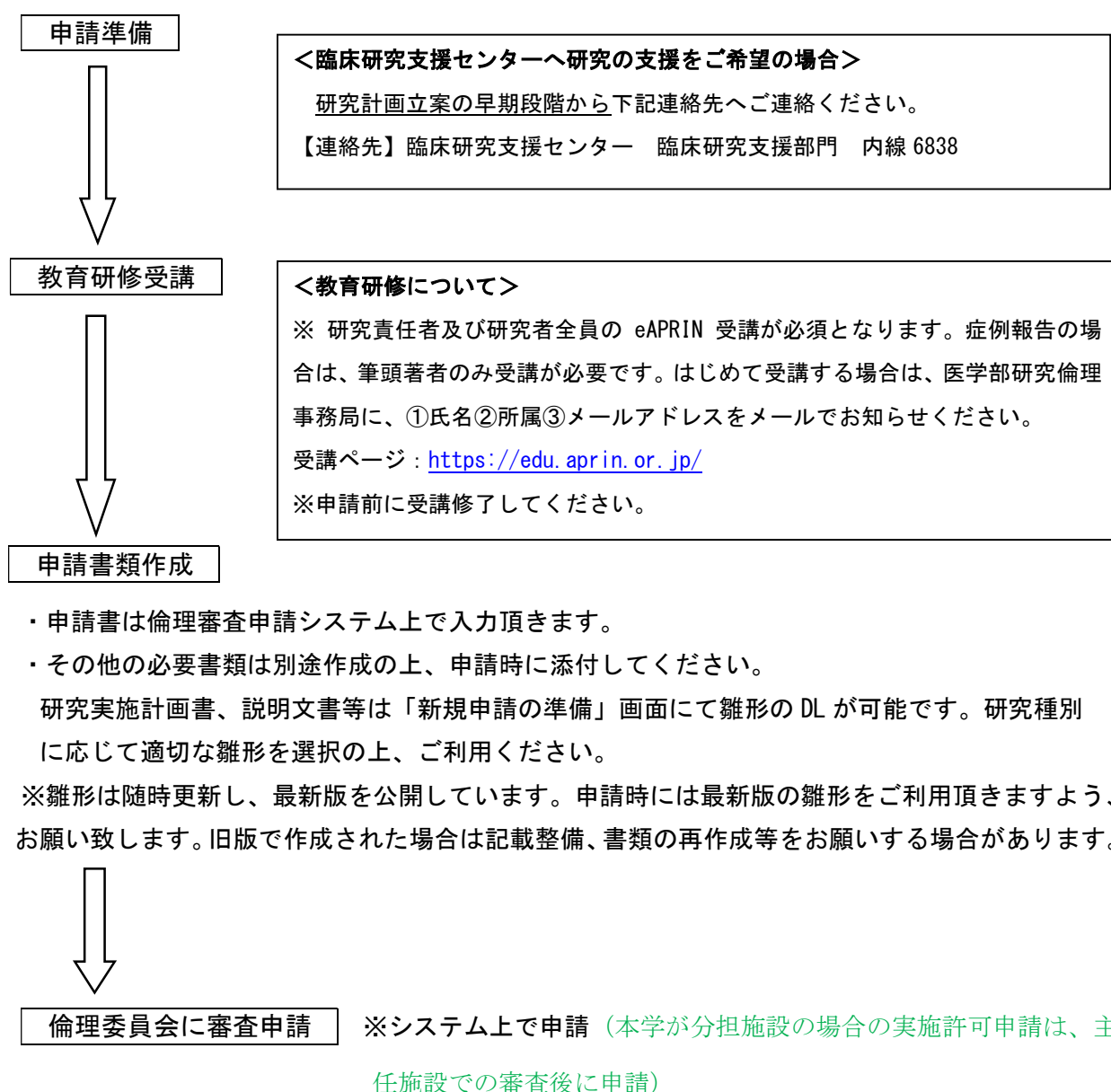
初回利用時は倫理審査申請システムの新規ユーザー登録が必要です

教育研修（eAPRIN）未受講の場合は併せて受講登録を行いますので、下記情報を医学部研究倫理事務局にお知らせください。

① 所属②氏名③メールアドレス

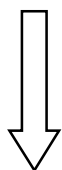
※本学の大学院講義で eAPRIN を受講済みの場合、①～③と併せて受講時の学籍番号をお知らせください。受講コースによっては追加で不足単元を受講いただく場合がございます。

2. 倫理審査申請から承認、研究の実施までの流れ



・各月の迅速審査及び一般審査（生命科学・医学系研究倫理委員会）の書類締切日については、倫理委員会ホームページをご確認ください。

<http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/medicine/i-rinri/>



※申請後、修正等対応が必要な場合は、システムに登録されているメールアドレス宛てに連絡事項（「新規申請ロック解除」の通知）を送付します。
スムーズに審査手続きを進めるため、申請から承認までの期間中は、随時メールの確認をお願いします。

利益相反自己申告書の入力

- ・申請と同時に、信州大学所属の研究責任者及び研究者に利益相反自己申告書の入力依頼メールが送付されます。メールに表示されている URL を選択、またはシステム上で申告対象の申請の「プロジェクト詳細表示」画面を開き、「研究者等」の欄に表示されている「申告」ボタンより必要事項を入力してください。（※症例報告審査は必要に応じて行います。）

※利益相反審査時の必須書類のため、研究責任者及び研究者全員の申告をお願い致します。

プロジェクト詳細表示						
委員会	医倫理委員会					
試験番号	未採番					
課題名	※※※テスト※※※					
研究者	役割	氏名	所属	職名	利益相反自己申告	事務局確認
	研究実施責任者	医学部倫理委員会事務局	医学部	事務職員	申告	出
研究期間	～					
プロジェクトの申請書	医学部倫理委員会事務局 削除					
	追加					
研究支援者	追加					



書類確認 【医学部研究倫理事務局】

- ・不足書類や記載不備等で対応が必要な場合は、倫理審査申請システムより【新規申請ロック解除】の通知を送付しますので、ご対応をお願い致します。



事前審査

- ・生命科学・医学系研究倫理委員会での審査の前に、事前審査を行います。事前審査の結果、コメントがある場合は、一般審査のみシステムより【新規申請ロック解除】の通知を送付しますので、ご対応をお願い致します。（※症例報告審査は対象外です。）



利益相反マネジメント委員会で審査 【URA 室】

- ・利益相反状態について審査を行います。（※症例報告審査は必要に応じて行います。）



○ 一般審査

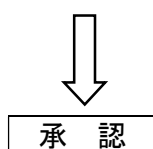
生命科学・医学系研究倫理委員会での審査（原則毎月第1月曜日）

※委員会当日にヒアリングを行います。予め審査日をご確認の上、ご予約をお願い致します。

○ 迅速審査

書面審査（月2回、審査完了時点で承認）、ヒアリング不要

※ただし、迅速審査の結果、委員会での審査（一般審査）が必要と判断された場合は、一般審査に変更となる可能性があります。



- ・ 審査結果通知書及び研究実施許可通知書は倫理審査申請システムの申請画面下部にあります。印刷ボタンを押すとダウンロードいただけます。

データベース登録完了後、研究開始となります（※データベースに登録予定の場合）。

介入研究の場合は登録必須です。

データベースに当該臨床研究計画を登録し、研究開始
 ○ JRCT (Japan Registry of Clinical Trials) <https://jrct.niph.go.jp/>
 ○ UMIN 臨床試験登録システム <http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>

3. 倫理審査申請前の確認事項

(1) 参照すべき指針等

研究計画の策定及び申請書の作成に際しては、研究の内容に応じ下記の指針を遵守してください。

- 世界医師会「ヘルシンキ宣言」

<https://www.med.or.jp/doctor/international/wma/helsinki.html>

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。令和5年3月27日一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001077424.pdf>

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス

（令和6年4月1日一部改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001237478.pdf>

(2) 教育研修（eAPRIN）の受講について

臨床研究を実施する場合、当該研究の研究責任者並びに研究者は、臨床研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修の受講が必要です。本学部の倫理委員会としては、APRIN e-learning の受講を必須とします。

○ 本学所属の研究者について

- ・ 初回受講時は新規受講登録が必要です。①氏名②所属③メールアドレスを医学部研究倫理事務局にメールでお知らせください。

登録完了後、eAPRIN のログイン画面（<https://edu.aprin.or.jp/>）を開き、ユーザー名（各自 ACSU の業務 ID）と初期パスワード（igaku000_M）を入力しログインしてください。

- ・ 受講対象コースは「倫理審査申請用教育研修コース（16 単元）」です。

他機関で eAPRIN 受講登録済みの場合は、下記の必須単元（※）の修了証または受講が確認できる書類（受講画面でも可）を申請時に添付してください。不足単元がある場合は、追加の受講を

お願い致します（本学で受講登録を行い、不足単元を追加受講することも可能です）。

（※）必須単元【16 単元】

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ・ 責任ある研究者の行為について | ・ 研究における不正行為 |
| ・ データの扱い | ・ 共同研究のルール |
| ・ 利益相反 | ・ オーサーシップ |
| ・ 盗用と見なされる行為 | ・ ピア・レビュー |
| ・ メンタリング | ・ 公的研究費の取扱い |
| ・ 生命倫理学の歴史と原則、そしてルール作りへ | ・ 研究倫理審査委員会による審査 |
| ・ 研究における個人に関わる情報の取り扱い | ・ 人を対象としたゲノム・遺伝子解析研究 |
| ・ 研究におけるインフォームド・コンセント | ・ 特別な配慮を要する研究対象者 |

なお、症例報告審査の場合は、筆頭著者のみ受講が必要です。

○ 本学所属以外の研究者について

本学所属以外の研究者の教育研修は、原則として所属機関において指定された教育研修を受講・修了してください。

本学の研究代表者は学外の共同研究者が所属機関等での受講を完了したことを確認後、「倫理審査依頼申請書」の「倫理講習受講の保証」欄のチェックボックスへチェックを行ってください。

（※修了証等の委員会への提出は不要です）

(3) 倫理審査申請のための提出書類について

○：必須 △：必要に応じて -：該当しない

区分 提出書類	本学のみで行う研究 又は 本学が主導の多機関 共同研究	多機関共同研究の分担		研究協力機関	既存試料・情報の 提供のみ行う機 関	症例報告
		一括審査（実施許可申 請）	個別審査			
◆手続き方法◆	倫理審査申請システムから申請	倫理審査申請システムから申請	倫理審査申請システムから申請	必要書類をメールで倫理委員会事務局に送付		倫理審査申請システムから申請
倫理審査申請書	○ （システムに直接入力）	○ （システムに直接入力）	○ （システムに直接入力）	-	-	○ （システムに直接入力）
所属責任者の承認書	○ （決裁完了後に自動で作成）	○ （決裁完了後に自動で作成）	○ （決裁完了後に自動で作成）	-	-	-
臨床研究等に係る利益相反自己申告書（概略）	○ （システムに直接入力）	○ （システムに直接入力）	○ （システムに直接入力）	-	-	△ （必要に応じて）
臨床研究等に係る利益相反自己申告書（正式版）	△ 必要に応じ、学術研究・産学官連携推進機構臨床研究に係る利益相反マネジメント委員会委員長宛てに封書で提出	△ 必要に応じ、学術研究・産学官連携推進機構臨床研究に係る利益相反マネジメント委員会委員長宛てに封書で提出	△ 必要に応じ、学術研究・産学官連携推進機構臨床研究に係る利益相反マネジメント委員会委員長宛てに封書で提出	-	-	△ 必要に応じ、学術研究・産学官連携推進機構臨床研究に係る利益相反マネジメント委員会委員長宛てに封書で提出
研究計画書（プロトコル）	○	-	○	-	-	-
被験者（又は代諾者）の方への説明同意文書	△（通常必須）	-	△（通常必須）	-	-	△
情報公開文書	△ オプトアウトにより	-	△ オプトアウトにより	-	△ オプトアウトに	△

	実施する場合		実施する場合		より実施する場合	
他施設の倫理審査委員会の承認証明書、承認済みの審査資料一式	-	○	○	○	○	-
共同研究契約書の写し	△ 企業との共同研究の場合（契約締結は倫理委員会承認後）	-	△ 企業との共同研究の場合（契約締結は倫理委員会承認後）	-	-	-
受託研究契約書の写し	△ 企業からの受託研究の場合（契約締結は倫理委員会承認後）	-	△ 企業からの受託研究の場合（契約締結は倫理委員会承認後）	-	-	-
モニタリング手順書	△ 侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う介入研究の場合、モニタリング必須	-	△ 侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う介入研究の場合、モニタリング必須	-	-	-
監査手順書	△	-	△	-	-	-
症例報告書の雛形	△	-	△	△	△	-
臨床研究保険の見積書又は加入証	△ 臨床研究保険に加入する場合	-	△ 臨床研究保険に加入する場合	-	-	-
倫理審査依頼申請書（様式1）	△ 多機関共同研究で一括審査を行う場合	-	-	-	-	-
研究機関チェックシート	△ 多機関共同研究で一括審査を行う場合	-	-	-	-	-
研究者等リスト	△ 多機関共同研究で一	-	-	-	-	-

	括審査を行う場合					
他の研究機関への試料・情報の提供に関する届出書	-	-	-	○	○	-
その他	適宜 ・機器類の安全性に関する調査票等（通常診療や保険診療では使用しない機器等を臨床研究で使用する場合） ・調査票等、被験者の方への配布資料 ・募集文書、Web サイト等 ・データベースや試料バンクへの同意書の写し ・研究に関する文献・資料等	審査依頼先から提出を求められた書類				・抄録、投稿原稿

(4) 申請書（システムの「申請基本情報」）入力時の注意事項

所属責任者

- ・所属診療科の教授等、研究責任者の所属部署における責任者を選択してください。
- ・申請時に所属責任者宛てに決裁依頼メールが自動で送付されます。
※メールの送信は初回申請時のみのため、初回申請時に所属責任者を誤って選択していた場合、修正しても決裁依頼メールは再送されません。申請後に所属責任者を修正する場合は、修正後の所属責任者へのメールの転送等、ご対応をお願い致します。
- ・決裁の状態は「所属責任者決裁」の欄で確認可能です。赤字で「未決裁」と表示されている場合、審査を進めることができませんので、早めのご対応をお願いします。
※「決裁」ボタンは所属責任者の画面のみ表示されます。

申請書	
最新版 (2019年06月19日 19:08:06) ※一時保存 ☐ 一時保存の版も表示	
新規申請	
申請者	医学部倫理委員会事務局
申請日時	2019年06月19日 19:08:06 ※一時保存
所属責任者決裁	未決裁 決裁

研究責任者／研究者等

- ・追加したい研究者が候補に表示されない場合、対象者の新規ユーザー登録が必要な場合がありますので、医学部研究倫理事務局にメールでお問い合わせください。
- ・利益相反自己申告書の入力依頼メールは、研究者として選択された ID 宛てに送付されます。同一の研究者がシステム上、教職員・大学院生 2 つの ID で登録されている場合、本項目で選択された ID に依頼メールが送付され、指定されなかった ID では申告ができません。研究者を選択する場合は、対象者の所属・職名をご確認ください。
- ・大学院生が研究責任者となる場合は、学生の所属先から 1 名以上の教員を研究者に含めて申請してください。
- ・関連病院の協力を得て行う研究の場合は、各病院で研究に協力する者を 1 名以上研究者として記載してください。

※eAPRIN の受講状況について

- ・eAPRIN の受講状況に受講修了日が表示されている場合は「手動入力」欄の入力は不要です。
手動入力欄は他機関において前述の必須 16 単元を受講済みの場合等、受講状況がシステム上反映できない場合のみ使用します。この場合は修了証または受講が確認できる画面の PDF 等を添付した上で、手動入力の欄に受講修了日を入力してください。

研究期間

- ・研究開始日：研究開始日は許可日以降（倫理委員会開催日翌日以降）としてください。研究開始日＝許可日とする場合は「☐研究開始日を入力する」の☐を外してください。

- ・研究終了日：

【単施設での研究の場合】

- ・研究期間の設定は、原則、研究全体として最大5年までとする。
- ・研究期間の延長は、原則、研究全体として5年以内までの期間とする。
- ・研究全体として5年を超えて研究を継続する場合は、再度新規に申請を行うこととする。

【多機関共同研究の場合】

- ・本学部が「主たる研究機関」あるいは「参加機関」であるかに関わらず、研究期間は当該研究に必要な期間を設定できるものとする。
- ただし、倫理委員会で審議の結果、研究期間を5年以内とすることがある。

6. 研究組織の分類

- ・「③多施設共同研究の分担施設」として申請する場合は、主任施設の倫理委員会承認書及び研究計画書（最新版）、その他参考資料を提出してください。
- ・「④他の機関から審査を依頼」は、信州大学以外の機関に所属する研究者が、信州大学の倫理委員会に審査を依頼する場合です（学内の研究者が申請を行う場合は該当しません）。

7. 介入の有無

- ・介入とは「研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む）」を指します。
- ・侵襲を伴わない場合でも、研究目的で健康の保持増進につながる行動（適度な運動や食事等）の有無または程度を制御する場合等、「介入」に該当する場合があります。最終的には委員会での判断となります。

8. 侵襲の有無

- ・侵襲とは「研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に障害又は負担が生じること」を指します。
- ・上述の「負担」とは、平常時に被る範囲を超える恒常性の変化、健康上の影響（自覚されないものを含む）等であって、確定的に研究対象者の身体又は精神に生じるものを指します。実際に生じるか否かが不確定な危害の可能性（有害事象を生じるリスク等）は含みません。
- ・既承認医薬品を承認の範囲内で投与する場合でも、研究目的であれば侵襲に該当します。ただし、その成分や用法・用量等によっては傷害が及び負担が小さく、侵襲を伴わないとみなすことができる場合もあります。
- ・運動負荷の侵襲性については、運動負荷の内容のほか、研究対象者の選定基準、実施環境も考慮して判断する必要がありますが、運動負荷によって生じる身体的な恒常性の変化が適切な休息や補水等により短時間で緩解する場合には、「侵襲を伴わない」とみなすことができます。
- ・軽微な侵襲（侵襲のうち、傷害又は負担の程度が小さいもの）の例は以下のとおりです。
○一般健康診断で行われる採血や胸部単純X線撮影等と同程度のもの、造影剤を用いない

MRI 撮像等

○診療目的で実施する穿刺、切開、採血等に上乗せして実施する場合（追加的に生じる傷害や負担が相対的にわずかである場合）

○質問紙による調査で、研究対象者に精神的苦痛等が生じる内容を含むことをあらかじめ明示した上で、研究対象者が匿名で回答、または回答を拒否することができる等、十分な配慮がなされている場合

※ただし、長時間に及ぶ行動の制約によって研究対象者の身体及び精神に負担が生じる場合や研究対象者の年齢や状態、その他具体的な実施内容（採血量等）によっては「軽微な侵襲」の該当性の判断が異なる場合もあります。最終的には委員会での判断となります。

・「実施内容」の欄には、侵襲なし・軽微な侵襲あり・侵襲ありと判断した理由（侵襲ありの場合は、侵襲を伴う具体的な実施内容）を記載してください。

9. 審査の種類（迅速審査について）

迅速審査は、あらかじめ委員長が指名した複数の委員が審査を行い、審査結果を倫理委員会において報告します。原則、申請者の倫理委員会への出席は必要ありません。

※一般審査と迅速審査は申請締切日と審査日（承認予定日）が異なりますので、予め

審査スケジュールをご確認ください。

迅速審査が可能な審査 ※(2)の該当する項目を全て選択してください。

- ① 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- ② 侵襲を伴わない研究であって介入を行わない研究計画の審査
- ③ 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わない研究計画の審査

ただし、(1)企業が関与する場合、(2)迅速審査を担当する委員が迅速審査では困難と判断した場合は、①～③に該当する場合でも、一般審査となります。

10. 代諾者の必要性

- ・ ①16 歳未満の未成年者を研究対象とする必要がある場合は、アセント文書の作成についてご検討ください。（雛形は「説明文書」の様式一式に含まれています。）
- ・ ①～④に該当する場合は研究計画書に代諾者の必要性及び選定方針を記載してください。
- ・ 個別同意を取得しない（オプトアウトによる実施）場合でも、対象者として可能性がある項目は全て選択してください。

11. データベースへの登録の必要性

介入研究の場合はデータベースへの登録が必須、観察研究も登録に努めなければならないとされています。

12. インフォームド・コンセント

研究内容に応じて適切な方法でインフォームド・コンセントその他の措置を行うこととし、対応する文書を作成してください。

※複数該当する場合は全て選択の上、全ての文書を作成してください。

※電磁的方法によるインフォームド・コンセントも可能です。電磁的方法によりインフォームド・コンセントを受ける場合は「④その他」に電磁的方法による旨を補足してください。

※アンケート調査等で「適切な同意」を取得する場合は「④その他」へ適切な同意を得る旨を補足してください。

(1) 侵襲を伴う研究

→①文書同意を取得

(2) 侵襲を伴わない研究で、新たに試料・情報を取得して実施する場合（人体から取得された試料を用いる場合）

→①文書同意または②口頭同意＋同意の内容に関する記録作成

(3) 侵襲を伴わない研究で、新たに試料・情報を取得して実施する場合（人体から取得された試料を用いない場合）

→必ずしも①・②の手続きは要しない。③オプトアウトで実施可

※ただし、要配慮個人情報を含む場合は原則として適切な同意を受けることとし、これが困難な場合は③でも実施可

(4) 既存試料・情報を用いて実施する場合（人体から取得された試料を用いる場合）

→原則①または②、ただし、これらの手続きが困難な場合は③でも実施可

(5) 既存試料・情報を用いて実施する場合（人体から取得された試料を用いない場合）

→③オプトアウトにより実施可

13. モニタリング

侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う介入研究の場合、モニタリングの実施が必須です。原則、モニタリング手順書を作成・提出してください。

15. 信州大学における研究に係る資金源

・「②公的研究費」の場合は、研究費の名称、申請課題名を記載してください。

16. 信州大学における研究と企業・団体との関わり

「②共同研究として実施」または「③受託研究として実施」の場合は契約書（案）を提出してください。

【共同研究・受託研究契約書についての相談窓口】

・ 医学部 ⇒ 医学部 財務・研究支援 G 研究支援係（内線 5117）

・ 附属病院 ⇒ 附属病院 経営管理課 研究支援係（内線 6823）

17. 補償

「①補償のための臨床研究保険を設定する」または「③本研究に関与する企業・団体等が補償する」の場合は見積書、契約書（案）等を提出してください。

(5) システムを経由しない場合の申請手順（試料・情報の提供のみ）

① 試料・情報の提供のみを行う機関（研究協力機関）となる場合

本学が「研究協力機関」（研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う試料の取得は除く。）、研究機関に提供のみ行う機関）となる場合、所定の『他の研究機関への試料・情報の提供に関する（申請・報告）書』を作成して医学部長に届出を行うことで、通常の倫理審査（システム入力）の手続きを省略して実施可能な場合があります。

- ・研究の内容（収集する試料・情報の種別等）や主施設の意向により、倫理審査が必要となる場合もありますので、上記手続きによる対応が可能か予めご確認ください。
- ・届出書を作成の上、医学部研究倫理事務局にメールで提出してください。併せて、申請書に記載した添付文書（主施設の承認書、計画書等）を提出してください。

② 既存試料・情報の提供のみを行う機関となる場合

本学が既存試料・情報の提供のみを行う機関となる場合、『他の研究機関への試料・情報の提供に関する（申請・報告）書』を作成して医学部長に届出を行うことで、通常の倫理審査（システム入力）の手続きを省略して実施可能な場合があります。

- ・研究の内容（収集する試料・情報の種別等）や主施設の意向により、倫理審査が必要となる場合もありますので、申請書による対応が可能か予めご確認ください。
- ・申請書を作成の上、医学部研究倫理事務局に提出してください。
併せて、申請書に記載した添付文書（主施設の承認書、計画書、本学で掲示するオプアウト文書等）を提出してください。

4. 申請後～倫理委員会開催まで

（1）書類修正等の対応について

- ・申請後、書類不足または記載整備等により対応が必要な場合は、申請者に「新規申請ロック解除」の通知を送付します。照会事項はメール本文に記載、または倫理審査申請システムの質疑応答欄に資料を添付しますので、内容を確認の上、再申請をお願いします。

（質疑応答欄の確認、申請内容の編集について）

- ・「新規申請ロック解除」のメールに記載されている「申請書表示 URL」を選択すると、次ページの「申請書閲覧画面」が表示されます。質疑応答欄を表示する場合は、①を選択し、②の「表示」ボタンを押してください。回答を入力する場合は②の「回答」ボタンを押してください。
（②の表示画面で添付資料が表示されていない場合は、質問意見欄を下までスクロールして確認をお願いします。）
- ・照会事項の確認後、申請画面の入力内容の編集及び添付資料の差替え等を行う場合は、③の「審査フロー」を選択し、プロジェクト詳細表示画面に戻った上で④の「編集」ボタンを押して編集画面に移行してください。再度質疑応答欄を確認する場合、回答を入力する場合は④の「表示」ボタンを押して申請書閲覧画面に移行してください。
- ・生命科学・医学系研究倫理委員会への申請の場合、書類確認完了後に事前審査を行います。事前審査でコメントがあった場合は、一般審査の場合に限り、事前審査シートを質疑応答欄に添付し、新規申請ロック解除の通知を送付します。対応完了後、その内容を質疑応答欄に入力または申請画面の資料添付欄にテキストを添付して、再申請をお願いします。

メインメニュー 審査フロー 申請書閲覧 利用ガイド

申請書閲覧 ③

試験番号	課題名	申請種類	申請	審査状況
未採番	※※※テスト※※※	新規申請 (編集中)	医学部倫理委員会事務局 2019/06/19 19:08	申請前

申請書 質疑応答 審査会議室

新しい質問意見 ①

番号	質問日時	質問者	質問意見	回答	表示	編集	回答	返信
1	2019/06/19 19:41	医学部倫理委員会事務局	照会事項を添付します。		表示	編集	回答	返信

②

メニュー：プロジェクト詳細表示

プロジェクト詳細表示

委員会	医倫理委員会					
試験番号	未採番					
課題名	※※※テスト※※※					
研究者	役割	氏名	所属	職名	利益相反自己申告	事務局確認
	研究実施責任者	医学部倫理委員会事務局	医学部	事務職員	申告	未提出
研究期間	～					
プロジェクトの申請者	医学部倫理委員会事務局 削除 追加					
研究支援者	追加					

申請履歴

申請種類	申請	審査状況	表示	編集	削除
新規申請 (編集)	医学部倫理委員会事務局 2019/06/19 19:08	申請前	表示	編集	削除

(2) 利益相反の手続きについて

倫理委員会では、利益相反について「臨床研究に係る利益相反マネジメント委員会」に審査を依頼しています。 学内に所属する研究責任者及び研究者全員の（症例報告審査の場合は必要に応じて。）申請が必要となります。適切な申告をお願いします。

- ① 倫理審査申請システムに臨床研究が申請されると、研究者全員に利益相反自己申告書の入力依頼メールが届きますので、各自入力してください。
- ② 必要に応じ、別途「臨床研究に係る利益相反自己申告書」（Word 形式）を学術研究・産学官連携推進機構臨床研究に係る利益相反マネジメント委員会委員長宛てに直接提出してください。個人情報保護のため、提出の際は厳封してください。

○ 信州大学 臨床研究に係る利益相反マネジメント規程

<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/act/frame/frame110000365.htm>

○ 信州大学 臨床研究に係る利益相反ポリシー

https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/suirlo/images/20161024/rinsyoukenkyu_riekisouhan_policy.pdf

（利益相反に関するお問い合わせ先）

信州大学学術研究・産学官連携推進機構 利益相反マネジメント委員会

TEL：0263-37-3529（内線 811-5550）

5. 倫理委員会の開催～研究開始まで

(1) 倫理委員会の開催

生命科学・医学系研究倫理委員会

原則毎月第1月曜日 16:00～

※詳細は審査スケジュールをご確認ください

(2) 申請者へのヒアリング

一般審査の場合は、倫理委員会において申請者へのヒアリングを実施します。

倫理委員会開催日の前週に審査時間を連絡しますので、ご予約の調整をお願い致します。

(3) 審査後の修正・再申請

一般審査及び迅速審査で意見があった場合、システムの質疑応答欄に委員会の意見をまとめた連絡票を添付し、システムより編集ロック解除の通知を送付します。修正内容の確認後、承認手続きを行いますので、早めのご対応をお願いします。修正に時間を要する場合は、予定申請時期を予め倫理委員会事務局にご連絡ください。

(4) 臨床研究計画のデータベースへの登録

データベースへの登録を行う研究の場合は、必ず研究実施前に当該臨床研究計画をデータベースに登録してください。※介入を行う研究は、データベースへの登録が必須です。

○ jRCT (Japan Registry of Clinical Trials) <https://jrct.niph.go.jp/>

○ UMIN 臨床試験登録システム <http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>

○ 倫理委員会に関する情報（データベース登録の際の入力必須事項）

委員会正式名称：信州大学医学部生命科学・医学系研究倫理委員会

委員会英語名称：the Ethical Committee for Medical and Biological Research of Shinshu University School of Medicine

住 所：長野県松本市旭 3-1-1

電話番号：0263-37-3099

E-mail: mdrinri (@) shinshu-u.ac.jp ※ () は外してください。

(5) 研究の実施

承認手続きが完了すると、倫理審査申請システムより「新規申請の審査結果」の通知がメールで送付され、システムから「審査結果通知書」及び「研究実施許可通知書」をダウンロードいただくことができます。

「研究実施許可通知書」の交付をもって研究の実施が可能となります。

ただし、データベース登録／臨床研究保険加入が必要となる研究の場合、データベース登録／臨床研究保険加入完了後に研究開始が可能です。

6. 研究開始後の報告等

○各種報告画面はメインメニューで対象の課題名の「表示」ボタンを選択し、プロジェクト詳細表示画面下部の「申請メニュー」より選択してください。



(注) 上述の「申請メニュー」はプロジェクト詳細表示画面の「プロジェクトの申請者」に登録されている研究者のみ表示されるため、未登録の研究者は変更申請・その他報告等ができません。「プロジェクトの申請者」以外の研究者が申請・報告を行う場合は、医学部研究倫理事務局にお問い合わせください。(既に「プロジェクトの申請者」に登録されている研究者であれば、ご自身で追加登録を行うことも可能です。)

※承認日を起点として1年ごとに「実施状況報告」の入力依頼メールが送付されます。このメールは、所属責任者を除く「プロジェクトの申請者」に登録されている研究者全員に送付されます（所属責任者が研究責任者の場合、または新規申請を行っている場合は、所属責任者にも送付されます）。担当者交代等によりメール送付が不要の場合は、本欄より削除をお願いいたします。

プロジェクト詳細表示					
委員会	医倫理委員会				
試験番号	未採番				
課題名	※※※テスト※※※				
研究者	役割	氏名	所属	職名	利益相反自己申告 事務局確認
	研究実施責任者	医学部倫理委員会事務局	医学部	事務職員	申告 未提出
研究期間	～				
プロジェクトの申請者	医学部倫理委員会事務局 削除 追加				
研究支援者	追加				

（１）研究計画の変更について

承認済みの研究計画の変更を行う場合は、倫理審査申請システムの「変更申請」から申請を行ってください。原則、申請者の倫理委員会への出席は必要ありません。

※研究内容の大幅な変更を伴う場合は、変更申請ではなく新規申請を行ってください。

<変更申請の留意事項>

- 「変更の理由」を必ず入力してください。
- 変更申請を行う際は、変更箇所が含まれる文書の該当部分を赤字等で明記の上、変更後の文書を添付してください。
 ※変更時点で使用しない文書（例：症例登録が完了しており、以降新たな登録を行わない場合の説明文書）は、修正内容が含まれる場合でも文書の修正・添付は省略可能です。
- 研究者の変更や研究期間の変更等、申請書（システムの入力項目）にも変更点が含まれる場合は、申請書の入力事項も併せて変更してください。
- 期間延長の申請を行う場合は、研究期間内に変更申請を行い承認を受けることができるよう、予め委員会開催スケジュールをご確認ください。
- 単施設研究の場合、研究期間全体として5年間の範囲内であれば、変更申請による期間延長が可能です。期間延長に伴い研究期間が5年間を超える場合は、新規申請が必要です。
 例）2019年4月1日から実施している場合、2024年3月31日までは変更申請で延長可能

（２）実施状況報告について 【年1回必須】

※承認日を起点として1年ごとに「実施状況報告」の入力依頼メールが送付されます。

研究責任者は、臨床研究の実施状況について1年に1回以上、倫理審査申請システムの「実施状況報告」より倫理委員会及び医学部長に報告する必要があります。

（３）終了報告について 【終了時】

※研究終了日に「終了報告」の入力依頼メールが送付されます。

研究責任者は、臨床研究終了時には、倫理審査申請システムの「終了報告」より、速やかに倫理委員会及び医学部長に報告する必要があります。なお、臨床研究により期待される利益より

も起こり得る危険が高いと判断される場合等、緊急性が高い理由により当該臨床研究を中止又は終了した場合は、遅滞なく、その旨を終了報告書により報告してください。

(4) 重篤な有害事象への対応

(有害事象の定義)

有害事象：実施された研究との因果関係の有無を問わず、研究対象者に生じた全ての好ましくない又は意図しない傷病若しくはその徴候（臨床検査値の異常を含む）を指します。

重篤な有害事象：有害事象のうち、次に掲げるいずれかに該当するものを指します。

- ①死に至るもの
- ②生命を脅かすもの
- ③治療のための入院又は入院期間の延長が必要となるもの
- ④永続的又は顕著な障害・機能不全に陥るもの
- ⑤子孫に先天異常を来すもの
- ⑥その他の医学的に重要な状態と判断される事象又は反応

研究責任者は、重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、倫理審査申請システムの「重篤な有害事象に関する報告書」より、倫理委員会の意見を聴いた上で、医学部長に報告してください（**第一報**）。

その後、研究責任者は、原則として7日以内に、同様にシステムの「重篤な有害事象に関する報告書」より**第二報**を入力し、倫理委員会の意見を聴いた上で、医学部長に報告してください。

重篤な有害事象に関する報告があった場合、医学部長は必要な措置を講じることとします。

なお、手順については別に定める「人を対象とする生命科学・医学系研究における重篤な有害事象発生時に関する標準業務手順書」に沿って行ってください。

7. 研究計画に伴って発生した苦情の窓口

研究計画に伴って発生した苦情は、医学部研究倫理事務局で受け付け、倫理委員会に報告します。

倫理委員会委員長は必要に応じ、医学部長に報告します。

8. 倫理委員会事務局について

医学部研究倫理事務局は、医学部庶務係に設置しています。

生命科学・医学系研究倫理委員会に関するお問い合わせは、下記にお願い致します。

【問い合わせ先】

信州大学医学部研究倫理事務局 総務G（庶務係）

TEL 0263-37-3099（内線：5108/5105） FAX 0263-37-3436

E-mail mdrinri (@) shinshu-u. ac. jp ※（）は外してください。

電話対応時間：午前9時～午後5時